

第 12 回（令和 3 年）野洲市農業委員会
総会議事録

令和 3 年 12 月 14 日開催

令和3年第12回野洲市農業委員会総会議事録

令和3年12月14日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和3年第12回野洲市農業委員会総会を開催する。

1. 出席委員 下記のとおり

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 清水 | 稔 |
| 3番 | 坂口 | 茂 |
| 4番 | 辻川 | 清太郎 |
| 5番 | 島村 | 平治 |
| 6番 | 北脇 | 広美 |
| 7番 | 苗村 | 善明 |
| 8番 | 辻 | 清子 |
| 9番 | 東郷 | 恵子 |
| 10番 | 石塚 | 健一 |
| 11番 | 森 | 恒仁 |
| 12番 | 有馬 | 和夫 |
| 13番 | 安田 | 健一 |
| 14番 | 市木 | 和雄 |
| 15番 | 飯田 | 百合子 |
| 16番 | 白井 | 嘉嗣 |
| 17番 | 前田 | 美幸枝 |
| 18番 | 杉江 | 保彦 |
| 19番 | 岩井 | 正男 |
| 20番 | 吉川 | 久和 |
| 21番 | 青木 | 徹 |
| 22番 | 藤岡 | いづみ |
| 23番 | 田中 | 靖志 |
| 24番 | 小森 | 正人 |
| 25番 | 井狩 | 憲一 |
| 26番 | 武浪 | 勘治 |

欠席

- | | | |
|----|----|----|
| 2番 | 小森 | 貴夫 |
|----|----|----|

会議に参与したる職員

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 西村 拓巳 |
| 事務局次長 | 小松 美進 |

主 幹 竹中 宏
農林水産課主 任 保智 翔太

議 長 本日は、総会后、農業者年金に関する研修会が、更に研修会の後には農政部会が設定されています。総会がスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は、25名であります。欠席の連絡を受けてはいませんが、2番 小森 貴夫 委員が来られていません。

よって、本総会が成立いたしました。ただいまから令和3年第12回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

10番 石塚 健一 委員、12番 有馬 和夫 委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第39号及び議第40号を上程します。

議第39号農地法第3条第1項の規定による申請について、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の1ページをご覧ください。

議第39号 農地法第3条第1項の規定による申請について、をご説明いたします。

案件は、3件であります。

1件目及び2件目は、譲受人が同じでありますので一括して説明します。譲渡人●●●●氏所有の永原●●●●番及び同●●●●番の田計1,365㎡並びに譲渡人●●●●氏所有の永原●●●●番の田116㎡について、譲受人●●●●氏に、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。位置図は議案書5ページをご覧ください。別紙1の添付資料の1をご覧ください。譲受人の●●●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありませぬ。

3件目は、永原●●●●番及び同●●●●番の田計1,999㎡について、●●●●●氏から●●●●氏に、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。位置図は議案書5ページをご覧ください。別紙1の添付資料の2をご覧ください。

い。譲受人の●●●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、該当します全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積及び地域調和要件のいずれの項目において問題はありません。

議 長 続きまして、意見委員の説明をいたします。第1番 清水 委員お願いします。3件続けてお願いします。

清水委員 1番の清水です。それでは最初の●●●●さんの件ですが、この●●●●さんの土地は集積を図って農地を集めておられる状況です。●●●●氏の土地は、●●●●さんに買っていただいたもので、●●●●さんは農業をもうやっておられません。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第39号の採決に入ります。お諮りいたします。議第39号について賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって議第39号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして議第40号農用地利用集積計画について、を議題とします。貸借関係の方につきましては意見および挙手をされないようお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議題40号 農用地利用集積計画について、をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。利用権を設定されるのは、合計121件、244筆、406,484㎡です。これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第40号の採決に入ります。お諮りいたします。議第40号について賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって議第40号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、日程第4報告案件にはいります。

報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を報告します。

事務局の報告を求めます。

事務局長 報第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、ご説明をいたします。

案件は2件です。

1件目は、小篠原●●●●番の畑433㎡について、譲渡人の●●●●氏から譲受人の●●●●氏に、分譲住宅用地他として転用するため、売買により所有権移転するものです。位置図は議案書6ページをご覧ください。

2件目は、市三宅●●●●番の畑40㎡について、●●●●氏から●●●●氏に、資材置場として転用するため、売買により所有権移転するものです。位置図は議案書6ページをご覧ください。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(挙手なし)

続きまして、報第14号 農用地利用配分計画について報告します。

事務局の報告を求めます。

事務局長 報第14号 農用地利用配分計画について、をご説明いたします。

内容は、先だって議案書と共に郵送いたしました利用配分計画の明細書をご覧ください。権利を設定されるのは、合計21件、46筆、88,867㎡です。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和3年第12回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午前9時47分